

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	土壤汚染状況調査の結果の報告命令 及び報告内容の是正命令	
根拠法令・条項	土壤汚染対策法第3条第4項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	○土壤汚染対策法（抜粋） （使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地で あった土地の調査） 第3条（略） 2・3（略） 4 第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を したときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、 又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境 の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しない ことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	